

# 日本スポーツ学会（スポーツ・ネットワーク）会則

本会は、日本スポーツ学会（スポーツ・ネットワーク）と称し、英文名を Japan Society of Sports となす。

本会は、「スポーツ・フォア・オール」の精神に基づき、スポーツは人類共通の文化であるという認識のもとに、スポーツ文化についての研究を行い、あわせてわが国のスポーツ情報について、さまざまなスポーツ団体や個人と協力して、スポーツ情報のネットワーク化を推進し、スポーツ文化の発展と向上に寄与することを目的とする。

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一、スポーツ情報について、すでにあるスポーツ団体相互の連携を密にし、情報の収集や提供を行い、各スポーツ活動をより円滑に促進し、助成する。
- 二、海外における、スポーツ文化活動との連携を深め、情報のネットワーク化を図る。
- 三、スポーツに関する研究成果、および収集したスポーツ情報については、定期的に発行するニューズレター等により公表する。
- 四、定期的研究会の実施により、スポーツ文化についての研究を行い、その成果を公表する。
- 五、講演会等の実施により、スポーツの関心を深める。
- 六、自治体との連携により、地域における各種スポーツ活動、および学校・PTA等の実施するスポーツ活動に対し、講師等を派遣し支援（実技指導、メンタル指導を含む）を行う。
- 七、あらゆるスポーツ活動による事故に対する相談、および問題処理を行う。
- 八、スポーツに関する資料、文献等を保存するスポーツ博物館や図書館の整備充実、および建設を行う。
- 九、その他スポーツ振興に関わる活動を行う。

本会の会員は、本会の目的に賛同し、所定の会費を納入した者とする。なお、会員はA会員、B会員、賛助会員、名誉会員とする。

本会は、適正且つ円滑な運営のために、次の役員を置く。役員は、代表理事及び運営理事による運営理事会の選考に基づき、総会で承認する。役員の任期は一期二年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

- 一、代表理事は、本会を代表し会務全体を統轄する。
- 二、運営理事は、代表理事を補佐し会務の円滑な運営を図る。
- 三、理事は、運営理事と共に会務の適性化を図る。
- 四、監事は、会務全体の監査に当たる。

運営理事会で会務推進の方針を定め、実行計画の企画立案を図る。

本会の定期総会は年一回とする。ただし、必要があれば臨時総会を開くことが出来る。

本会に事務局を置く。事務局は理事会の委任を受けて日常業務を担当する。

附 則

- 一、本会則に規定のない細目は、運営理事会の協議により決定する。
- 二、会費
  - A 会員（一般会員） 年間 六〇〇〇円
  - B 会員（通信会員） 年間 三〇〇〇円
  - 賛助会員 一口 五〇〇〇〇円
  - 名誉会員 免除
- 三、事務局 埼玉県所沢市三ヶ島二の五七九の一五 早稲田大学スポーツ科学学術院 太田章研究室内に置く。なお、大学休業期間等を考慮し、連絡所を東京都豊島区東池袋五の四の四に置く。
- 四、会計年度は、四月一日より翌年三月三十一日までとする。

本会則は、

- 一九九八年 四月 一日 施行
- 二〇〇三年 四月 一日 一部改訂
- 二〇〇九年 四月 一日 一部改訂
- 二〇一一年 四月 一日 一部改訂
- 二〇一六年 四月 一日 一部改訂
- 二〇一八年 五月 二一日 一部改訂